

三重県における海洋DX研究開発・導入の促進に係る産学官連携協定書

国立大学法人三重大学 大学院生物資源学研究科（以下「甲」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機関 鳥羽商船高等専門学校（以下「乙」という。）、三重県水産研究所（以下「丙」という。）、鳥羽市（以下「丁」という。）、KDDI 株式会社（以下「戊」という。）、及び株式会社 KDDI 総合研究所（以下「己」という。）は、三重県における海洋DXの研究開発と社会実装を促進するため、以下のとおり産学官協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県においてスマート水産業をはじめとする海洋DXの積極的な展開を目指し、協定当事者である甲、乙、丙、丁、戊、己（以下「六者」という。）が、各々の人的・知的資源を活用しながら、教育・研究・普及に係る連携活動を行うことにより、地域社会の振興発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 六者は、次の各号に定める事項について互いに連携する。

- (1) 海洋DXに係る新技術開発の共同研究に関する事項
- (2) 海洋DXに係る先端技術の社会実装に関する事項
- (3) 海洋DXに係る人材育成に関する事項
- (4) その他六者の協議により取り組むべきと合意した事項

2 戊は本条に定める事項の一部を、他の協定当事者との協議により戊の関係会社に実施させることができる。

（個別の協議）

第3条 六者は、前条各号に掲げる事項の事業を実施する場合は、具体的な連携の内容及び実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意のうえ、別途定めるものとする。

（秘密保持義務）

第4条 六者（以下本条において「受領者」という。）は、本協定の履行に際して、相手方（以下本条において「開示者」という。）から「秘密情報」と書面その他の有形様式にて明示して提供を受けた情報について秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者（戊については、第2条第2項に定める戊の関係会社を除く。）に対してもこれを開示、漏洩してはならない。但し、事前に開示者の書面等による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

- 2 前項の「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
- (1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの
 - (2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの
 - (3) 開示者から開示された秘密情報によらず、受領者が独自に開発したもの
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

（5）受領後5年間を経過したもの

- 3 受領者は、受領者の役職員（いずれも退職者を含む。）に対し、第1項の秘密保持義務を遵守させるものとし、これに違反したときは、受領者が違反したものとみなす。
- 4 本条の規定は、本協定終了後も、なお3年間適用するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、六者のいずれからも書面による別段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し等）

第6条 六者は、本協定内容の見直し（疑義等を生じた事項についての協議及び定めのない事項の追加の協議を含む。）を、都度申し出ることができ、協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第7条 本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、六者がそれぞれ1通を所持するものとする。
令和3年3月16日

甲 三重県津市栗真町屋町1577

国立大学法人三重大学 大学院生物資源学研究科

研究科長 奥村 克純

乙 三重県鳥羽市池上町1-1

独立行政法人国立高等専門学校機関 鳥羽商船高等専門学校

校長 林祐司

丙 三重県志摩市浜島町浜島3564-3

三重県水産研究所

所長 山田 浩且

丁 三重県鳥羽市鳥羽3-1-1

鳥羽市

市長 中村 欣一郎

戊 東京都千代田区飯田橋3-10-10

KDDI 株式会社

取締役執行役員専務 森 敬一

己 埼玉県ふじみ野市大原2-1-15

株式会社 KDDI 総合研究所

代表取締役所長 中村 元